

## 生産緑地制度について

生産緑地地区は、市街化区域内の農地の持つ緑地機能を積極的に評価し、公害または災害の防止、農業と調和した都市環境の形成に役立つ農地を保全することで、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした都市計画の制度です。

犬山市では平成4年に生産緑地地区の当初決定を行いました。生産緑地の保全に努めるため、令和元年度より新たに生産緑地地区を追加決定しています。

生産緑地地区に決定されると、30年間は農地等として管理することが義務づけられますが、税制上の優遇措置を受けることができます。

### 制度の概要

#### ■生産緑地の追加決定

##### <追加決定要件>

市街化区域内の農地等で、以下の要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること
- (2) 500㎡以上の規模の区域であること  
※所有者単独で500㎡未満であっても、他の生産緑地と合わせて500㎡以上となれば生産緑地に決定できる場合があります。
- (3) 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められること
- (4) 将来にわたって農地等として適正に維持管理できると認められること
- (5) 都市施設の整備や合理的な土地利用に支障がないこと
- (6) 生産緑地法第3条第4項に規定する農地等利害関係人の全員の同意を得ていること

##### <追加決定しない農地>

以下のいずれかに該当する農地等は、原則として生産緑地地区に追加決定しません。

- (1) 都市計画法第59条の認可又は承認を受けた都市施設の整備を行う区域と重複するもの
- (2) 農地法第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号に掲げる場合による転用の届出が行われたもの
- (3) 生産緑地法第10条の申出により生産緑地の制限が解除されたもの

## ■生産緑地における行為制限

生産緑地においては、住宅などの建築物の新築、改築又は増築や、宅地造成等の土地の形質の変更は原則できません。ただし、農業を営むために必要となるもので、生活環境の悪化をもたらすおそれがないものに限り、市長の許可を受けて建築等を行うことができます。

## ■生産緑地における優遇措置

生産緑地は、税制上の特例措置が適用されます。

- ・固定資産税等：農地評価・農地課税
- ・相続税等：納税猶予（次世代の方が継続して営農する場合に限る）

## ■生産緑地の買取り申出(行為制限の解除)

生産緑地の行為制限の解除（宅地化など）には、買取り申出の手続きが必要です。買取り申出ができる要件は、以下のとおりです。

- (1) 農業の主たる従事者が死亡したとき
- (2) 農業の主たる従事者が農業に従事することを不可能にさせる故障を有するに至ったとき
- (3) 生産緑地地区に決定されてから 30 年を経過したとき
- (4) 特定生産緑地の指定期限日（延長した場合は、延長後の指定期限日）を経過したとき  
※生産緑地地区の告示日から 30 年が経過する前に特定生産緑地に指定すると、生産緑地の耕作義務や税制措置などがさらに 10 年間継続されます。  
(特定生産緑地制度)

（生産緑地に関する問い合わせ先）

犬山市役所 都市計画課 計画調整担当（本庁舎 2 階）

電話：0568-44-0330（直通） FAX：0568-44-0366 E-mail：080100@city.inuyama.lg.jp